

江差町日本遺産ロゴマーク使用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日本遺産「江差の五月は江戸にもない～ニシンの繁栄が息づく町～」(以下「日本遺産」という。)について、文化庁が定める日本遺産ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)を使用する場合の必要な事項を定めるものである。

(使用者)

第2条 次の各号に掲げる者は、日本遺産のストーリーの普及啓発、広報、理解促進を目的とした場合に限り、ロゴマークを無償で使用することができる。

- (1) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関
- (2) 江差町

(3) 江差町観光まちづくり協議会(以下「協議会」という。)及びその構成団体

2 前項に関わらず、以下の者は、日本遺産のストーリーの普及啓発、広報、理解促進を目的とした場合に限り、前項第3号の協議会に対し、事前に届け出た上で、ロゴマークを無償で使用することができる。

- (1) 日本遺産の構成文化財の所有者・管理者、ストーリーの域内の団体・企業・個人
- (2) その他、協議会が必要と認める者

3 次に該当する場合はロゴマークの使用ができない。

- (1) 主として、特定の政治、思想、宗教、募金等の活動と結び付けて使用する場合
- (2) 法令や公序良俗に反するような方法で使用する場合
- (3) 不当利益をあげることを目的とするような使用となる場合
- (4) 特定の個人または団体の売名に使用されるような使用となる場合
- (5) 商品・サービス等提供する商品やサービスの品質を担保・証明するものとして使用する場合
- (6) ロゴマーク及び「日本遺産 (Japan Heritage)」事業等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (7) ロゴマークを改変して使用した場合
- (8) その他、協議会が不適切と判断する場合

(使用の届け出)

第3条 前条第2項の届け出は、日本遺産ロゴマーク使用届出書【別紙様式】による。

(使用方法)

第4条 ロゴマークの使用方法については、文化庁が定める『「日本遺産 (Japan Heritage)」ロゴマークの使用の手引き』による。

(使用状況の確認)

第5条 第3条の規定によりロゴマークの使用を届け出た者（以下、「届出者」という。）は、使用状況が確認できる写真等を提出しなければならない。

(使用の差し止め)

第6条 協議会は、ロゴマークの使用がこの要綱に反していると認められるときは、使用を差し止めることができる。この場合、届出者は、使用の差し止め命令に直ちに従わなければならない。

2 協議会は、使用の差し止め処分によって、届出者に損害が生じても、その責めを負わない。

(事故、苦情等の処理)

第7条 届出者は、ロゴマークの使用に伴い、事故、苦情等が発生した場合は、届出者自らの責任のもとに誠意を持って適切な措置を講じなければならない。

2 協議会は、ロゴマークの使用に伴う事故等について、その責めを負わない。

(事務)

第8条 この要綱に関する事務は、協議会事務局（江差町追分観光課）が行う。

附則

この要綱は、平成29年6月22日から適用する。